

平成29年4月（第4回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

平成29年4月20日（木）17:00～18:05

宇部市港町庁舎 3階会議室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

水田 和江 委員

三原 節子 委員

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

3. その他議場に参加した者

大下教育部長、佐貫理事、唐沢教育次長、松田教育次長、床本総務課長、神代学校給食課長、吉村社会教育課長、池田学びの森くすのき・地域文化交流課長、西山学校給食課長補佐、民谷社会教育課長補佐、小林総務課長補佐、石川企画運営係長、東野総務係長

4. 傍聴者 なし

5. 趣 旨

教 育 長： ただいまから、平成29年4月20日の第4回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、4人の委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また、本日の傍聴の申し出はありませんでした。

教 育 長： 次に、議事録の承認についてですが、今回資料とあわせて送付しました3月15日の第3回の議事録について、ご意見等ありましたでしょうか。

（全委員異議なし）

教 育 長： それでは、第3回の議事録については承認とさせていただきます。

次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は三原委員にお願いします。

教 育 長： 本日の議題は、「議案第9号 宇部市文化財審議会委員の任命について」、「議案第10号 市指定文化財の指定について」、「議案第11号 宇部市立小学校設置条例一部改正の件」、「議案第12号 宇部市立学校給食献立委員会規程一部改正の件」、「議案第13号 宇部市学校給食センター献立委員会規程一部改正の件」、「議案第14号 宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会規程一部改正の件」、「議案第15号 宇部市立学校給食献立委員会委員の任命について」、「議案第16号 宇部市学校給食センター献立委員会委員の任命について」、「議案第17号 宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会委員の任命について」、「議案第18号 宇部市公民館運営審議会委員の委嘱について」の10件と、その他の事項として、「3月議会の報告について」、「寄附の報告に

ついて」の2件となっております。

教 育 長： それでは、次第に沿って、はじめに、「議案第9号 宇部市文化財審議会委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： それでは、「議案第9号 宇部市文化財審議会委員の任命について」、学びの森くすのき・地域文化交流課から説明します。

宇部市文化財審議会委員について、宇部市文化財保護条例第44条第2項の規定により委員の選任について御諮りします。

宇部市文化財審議会委員の役割についてですが、宇部市文化財保護条例第43条の規定により、本市の区域内に存する文化財の保存及び活用に関して調査審議するとなっております。任期は平成29年5月1日から平成31年4月30日までの2年間となっております。委員構成は、女性3名、男性3名の合わせて6名の全員が再任で、所属については、資料のとおりです。

以上について、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

教 育 長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委 員： 宇部市の文化財審議会について、所属を見ますと、宇部市外の機関が多いように思いますが、この方たちは宇部市に在住されているのでしょうか。

事 務 局： 文化財保護については、専門性が高い分野になりますので、できるだけ、専門の知識に長けた方に委員をお願いしています。また、宇部市外に在住であっても、宇部市出身や、宇部市の文化財行政に関わっている方を中心に選任しています。

教 育 長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第9号 宇部市文化財審議会委員の任命について」、原案のとおり承認します。

次に、「議案第10号 市指定文化財の指定について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第10号 市指定文化財の指定について」、説明します。3月27日に開催した宇部市文化財審議会において、宇部市指定天然記念物の指定について、諮問をし、答申をいただいたところです。諮問をした天然記念物は、河内神社のスタジイ1本です。地元自治会からの要請もあり、また、大きくて古いものであり、他のものと比べても遜色ありません。審議の結果、指定してさしつかえないとの答申をいただきました。今後、宇部市教育委員会告示を経て、正式に指定が決定することとなります。

委 員： 文化財については、所有者に維持管理の責任の一端があると思いますが、神社の中で、自治会が所有者となっておりますが、管理責任はどうなっているのでしょうか。

事 務 局： 土地の所有名義は神社となっておりますが、この神社は、神主がいないため、実質的に地元自治会が管理、清掃等をしてきたと聞いています。今後保存会を結成し、環境整備を行う旨、自治会長から申し出がありました。

委 員： 木も生き物であるので、将来樹木医による対応が必要となった場合等の経費は、市も一部負担はあるのでしょうか、地元自治会で責任を持って管理されると

考えてよいのでしょうか。

事務局： 日常の管理は、自治会等をお願いすることとなりますが、木が枯れそうであるとか、樹勢を回復するとかについては、市の指定文化財でありますので、宇部市の文化財保護費により、対応することになると考えています。

委員： 今回少し調べてみたのですが、宇部市の指定文化財は、大変多くのものでありますので、図書館や、学びの森くすのきで、分かりやすい展示を行っていただけたらと思います。

事務局： 検討します。

教育長： 今後の周知方法等について、説明をお願いします。

事務局： 指定されますと、報道発表により市民に周知するとともに、説明板等を設置し、活用推進に努めます。

教育長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第10号 市指定文化財の指定について」、原案のとおり承認します。

次に、「議案第11号 宇部市立小学校設置条例一部改正の件」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 総務課から説明します。この度の条例改正は、川上小学校の位置を改めるものです。この改正に至る経緯についてですが、山口県では、明治時代の地租改正の際に、耕作地に1番から順に地番が付されるとともに、山間地にも同様に、1番から地番が付されたことにより、同じ大字の中で、重複する地番が多数存在しています。このため、多くのトラブルが生じていることから、地方法務局で重複地番の解消が、年次的に進められています。

今回の条例改正は、山口県地方法務局による重複地番の解消作業が、平成28年度に大字川上で実施され、川上小学校の位置として定めていた土地の地番が、宇部市大字川上字上荒野20086番地1に変更されたことに伴い、同校の位置を変更後の地番に改めるものです。

教育長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委員： 変更があったのはいつですか。

事務局： 平成29年2月1日付けで登記されました。

委員： 川上中学校は変わらないのですか。

事務局： 川上中学校は、大字西岐波となっていますので、現段階で変更はありません。

教育長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第11号 宇部市立小学校設置条例一部改正の件」について、原案のとおり承認します。

次に、「議案第12号 宇部市立学校給食献立委員会規程一部改正の件」、議案第13号 宇部市学校給食センター献立委員会規程一部改正の件」、「議案第14号 宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会規程一部改正の件」について、これらは関連がありますので、一括して、事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案第12号から議案第14号について、以前の教育委員会会議でご指摘のありました点について、改正を行うものです。

まず、議案第12号宇部市立学校給食献立委員会規程一部改正の件について、第2条中に、食物アレルギーを追加しています。

次に、議案第13号宇部市学校給食センター献立委員会規程一部改正の件について、同じく第2条中に食物アレルギーを追加し、各号の表記を一、二、三、四に改めます。また、第4条第4号給食調理員を削除します。

議案第14号 宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会規程一部改正の件については、議案第13号と同様の改正としています。

教 育 長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

教 育 長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第12号 宇部市立学校給食献立委員会規程一部改正の件」、議案第13号 宇部市学校給食センター献立委員会規程一部改正の件、「議案第14号 宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会規程一部改正の件」について、原案のとおり承認します。

次に、「議案第15号 宇部市立学校給食献立委員会委員の任命について」、「議案第16号 宇部市学校給食センター献立委員会委員の任命について」、「議案第17号 宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会委員の任命について」、これらは関連がありますので、一括して、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第15号 宇部市立学校給食献立委員会委員の任命について」、「議案第16号 宇部市学校給食センター献立委員会委員の任命について」、「議案第17号 宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会委員の任命について」説明します。

各委員の任期は、各規程に基づき1年間となっています。平成29年3月末で任期が満了しましたので、新たな任期は、4月1日から始まりますが、推薦が出揃うのが、この時期となりますので、今回上程するものです。

教 育 長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委 員： 献立委員会が3つあるということは、献立が3種類あるということですか。

事 務 局： 献立については、栄養士がいる調理場では、基本的にそれぞれ違う献立となります。

委 員： 献立委員会の委員にアレルギーのことをよく理解している人が入ったほうが良いと思います。例えば保健師等がアドバイスなりできる立場で入れば、より充実すると思いますので、今後検討をお願いします。また、食育の面からも栄養教諭が入るのが望ましいと思いますので、学校給食センターの8校も、献立を把握していただいて、各学校の食育に反映していただければと思います。

事 務 局： アレルギーに関して、必要な場合にオブザーバー的な立場での参加を検討したいと思います。

委 員： 任期が4月1日からということであれば、3月の会議で諮るほうが望ましいと思いますが、なぜ4月になるのでしょうか。

事 務 局： 県の教職員の人事異動等により、各学校の給食主任が決定するのが4月に入ってからになりますので、3月の教育委員会会議に諮ることは、難しいのが現

状です。

教 育 長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第15号 宇部市立学校給食献立委員会委員の任命について」、「議案第16号 宇部市学校給食センター献立委員会委員の任命について」、「議案第17号 宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会委員の任命について」、原案のとおり承認します。

続いて、「議案第18号 宇部市公民館運営審議会委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第18号 宇部市公民館運営審議会委員の委嘱について」、説明します。これは、社会教育法第29条及び第30条、宇部市公民館条例第11条及び第12条の規定に基づき、平成29年4月末をもって任期満了となる宇部市公民館運営審議会委員を新たに委嘱するものです。各委員につきましては、当該公民館からの推薦に基づいています。任期は平成29年5月1日から平成31年4月30日までとなっています。

教 育 長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委 員： 全ての校区に公民館があるわけではないのですか。

事 務 局： 公民館条例上の公民館の位置づけがあるのは、この8校区のみです。

その他の校区では、ふれあいセンターとなっています。

教 育 長： 委員の選考基準について説明をお願いします。

事 務 局： 社会教育法に、委員の選考基準について、文部科学省令で定める基準を参酌するとあり、社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令第2条に、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとするとなっており、この基準を各公民館に示して、地域の実情に応じて推薦をしていただいています。

委 員： 地域の実情に応じたということで、地域の中で信頼されている方が推薦されていると思いますが、教育委員会として任命するのであれば、年齢なども参考にしたいと思えますし、望ましい人物像等も地域に示せればと良いと思えます。

事 務 局： 御意見を参考にしたいと思えます。

委 員： 任期は2年となっていますが、再任の方が多いのですか。

事 務 局： 大半の地域でほとんどの方が再任となっています。

委 員： 新任か再任かも表に示していただければと思います。

事 務 局： 検討します。

教 育 長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第18号 宇部市公民館運営審議会委員の委嘱について」、原案のとおり承認します。

続いて、その他の事項「3月議会の報告について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 平成29年3月議会の報告についてですが、3月10日から14日までの3日間で代表質問及び個人質問が行われました。教育委員会については、関連分の再質問を含め7人の議員から、計36点の質問の概要を整理しましたので報

告します。

教 育 長： 次に「寄附の報告」についてお願いします。

事 務 局： 平成29年3月分寄附について、3月8日、匿名の方から小中学校交通遺児教育資金として、3,000円の御寄附がありました。3月22日宇部市はつらつポイント制度参加者32人の方から、特別支援青い鳥基金として、61,100円の御寄附がありましたので報告します。

教 育 長： 他に何かありますか。

(全委員意見なし)

教 育 長： 以上をもちまして、本日の教育委員会会議を閉会とします。